那覇市立壺屋焼物博物館の位置づけと開館の経緯（上）

渡名喜　明

目 次

はじめに
1. 博物館と博物館法
2. 壺屋焼物博物館と那覇市伝統工芸館
3. 「基本構想」に見る理念と方針
4. スケジュールと組織
5. 常設展示基本計画
（以下次号）
6. 常設展示委員会と資料評価委員会
7. 映像シアター
8. 開館記念特別展
9. 図録など各種印刷物の発行
10. 課題

はじめに

1996年3月、琉球大学から那覇市教育委員会に移動することが確定した。「壺屋焼物博物館」（仮称）づくりに携わることになったことによる。1973年4月から1982年3月までの9年間、沖縄県立博物館で学芸員として勤務した経歴があるが、博物館づくりは初めてである。しかし、県博を出て後、県教育庁文化課、県立図書館、琉大を経て来たわたしにとって、古巣に戻ってきたという思いは強かった。

移動が内定した時点で、わたしは教育委員会にいくつかの注文を出した。そのひとつが学芸員の配置である。博物館づくりの準備は1989年度から始まって、すでに7年が経緯している。そして、わたしが「博物館準備室長」として着任してまもない96年7月には建築着工、98年2月1日に開館というスケジュールも決まっている。開館まで2年足らずのスケジュールである。

ところが、当時、開館準備に専任で当たっていたのは建築・展示準備を担当する城間悟係長、本永亨主任主事の計2人で、那覇市教育委員会文化課の1係を担っていたが、肝心の学芸員は1人もいない。

さらに、展示される予定の資料は、掘り出された窯跡2基しか確定していない。現在の県庁一帯は、かつて壺屋に先行する窯場として知られる湧田窯があったと言い伝えられていて、実際現庁舎を建造するにあたって86年から始まった発掘調査で6基の窯跡が出土した。そのうち、瓦を焼いたと見なされている窯を1基、県教育委員会から譲り受けていて、これはわが館に展示されることになっていた。

窯跡がもう1基。明治末期まで当館の建設予定敷地に登り窯があったという伝承に基づいて発掘調査を実施したところ、ここからも窯跡が出土した。保存がよく、展示可能な状態であるため、特殊な樹脂でまわりを固めて取り出すことになったものである。

私が準備室長として着任した96年4月1日づ

となき・あきら：那覇市立壺屋焼物博物館・館長

けで、「博物館準備室」が文化課から独立したが、予想に反して学芸員は未配置、わたし１人が加わった３人体制である。実質的に私は、学芸員兼任という形になっていたのである。

ところで、博物館づくりに不可欠のものが４つある、と言われている。「ひと」、「もの」、「かね」、そして「時間」である。開館を次年度に控えているというのに、学芸員は不在、展示予定資料は窯跡２基のみで陶磁器資料はまったくない。しかも、当年度の資料購入費ゼロ、そして開館まで時間はない。不可欠とされる４つがいずれもないか、ないに等しいまま、準備室長としてのわたしの仕事がスタートしたのである。

以下で述べるのは、開館に至る経緯とそこで浮かび上がってきた問題点、それに向けてのわたしを含めた館の対応、および再度浮上してきた新たな課題などである。しかし、そこで述べられる内容は、あくまでわたし個人の「博物館学」的な立場からの所見である。館の公式見解ではないことを、はじめにことわっておきたい。

1. 博物館と博物館法

教育の場はいくつもある。ひとつは教室。ここでは、教師(講師)がいて、生徒（受講生）がいる。教育の媒体は、主として＜話し言葉＞。この場には、話し手と聞き手がいて教育が行われる。授業（講義・講演）の性格にもよるが、通常、話し手の側からの一方通行に陥りやすい。受け手からすると、自主性・主体性を求められるという点では、次の三つに比べて気分的に楽である。

図書館の場合。媒体は主として＜文字＞である。専門の司書はいるが、何を知りたいか、何を読むべきかは、基本的に利用者(読者)が決める。自分が選んだ時間に、自分のからだを図書館に運び、自分のテーマを（ほとんど）自分で決め、自分で図書を選び、自分で読む。

教室や図書館が教育の場であることについては、日本の教育システムの主流をなしてきたこともあって、一般になじまれているが、博物館となると、事情はかなり違ってくる。教育の媒体は＜もの＞。＜もの＞が発信する情報を、自分で「読む」ことが求められる。しかし、わたしたちは、＜もの＞が発する情報を自分の言葉に変換する訓練を、学校ではほとんど受けて来なかった。それに、展示されているものは、日常生活では見られない場合が多いことも加わって、＜もの＞が語る内容を理解できないことがしばしばある。そこで、どうしても文字による「展示解説」にすがることになる。教室の外の教育現場としてたいせつでありながら、博物館同様に、あるいはそれ以上に軽視されてきたのが、歴史の体現者あるいは技術・技能の保持者である＜ひと＞が生きる場であり、歴史や暮らしの現場、自然の現場である。それらの＜ひと＞＜もの＞＜場＞が発信する情報を「読み取る」訓練は、これまで学校では脇に置かれることが多かった。人生のすべての過程で修得されるものという考え方によるのだろうか。

本稿の文脈でいえば、＜ひと＞＜もの＞＜場＞を集約し、再現したところが「博物館」だということができるだろう。三者はそれぞれに多弁である。博物館でその語り口を理解するには、教室や図書館で学ぶ以上の自主性・主体性が要求される。一方では、だからこそ博物館の専門職員である学芸員にも、＜もの＞にいかに語らせるか、その才覚と素養（研究・教育実績）と情熱が問われることになる。

ところで、日本では地方自治体が設立する博物館は、「博物館法」に準拠することが多い。わが壺屋焼物博物館も同様である。そこで、蛇足のそしりを覚悟しつつ、同法から「博物館」の定義を紹介しておきたい。

第２条　この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して、教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリェーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（中略）のうち、地方公共団体、民法（略）第34条の法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人が設置するもので第２章の規定による登録を受けたものをいう。

「保管」に続けて（育成を含む。）とあるのは、動物園・水族館・植物園なども、ここでいう「博物館」に含まれることによる。

同法から、「博物館の事業」もいくつか抜粋する。

第３条　博物館は前条第１項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

1　実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコードなどの博物館資料を豊富に収集し、保管し、および展示すること。

2　（略）

3　一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。

4　博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

5　博物館資料の保管および展示等に関する技術的研究を行うこと。

6　博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

7　博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

8　当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（略）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

9　他の博物館、国立博物館、国立科学博物館等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

10　学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

2　博物館は、その事業を行うに当っては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し，更に学校教育を援助しうるようにも留意しなければならない。

2. 壺屋焼物博物館と那覇市伝統工芸館

「博物館法」からその「定義」と「事業」を長々と引用したのには、理由がある。というのは、わが博物館の開館準備にあたって、その「博物館法」

との関連や既設の那覇市伝統工芸館との相違について、市教育委員会事務局・市役所企画部・市議会の内部で意見の不統一が残っていたからだ。この２点について、市議会における教育委員会の答弁を確認しておこう。

まず、1995（平成７）年６月議会において、鳩間用吉指導部長は両者の位置づけや目的の違いについて次のように答弁している。＊1

壺屋のまちは1682年にそれまで各地に散在していた窯場を王府が１ヶ所に統合したことに始まります。以来、壺屋は本県を代表する焼き物のまちとして発展を遂げてきました。壺屋焼物博物館は、そのような歴史的背景に鑑み、本県における焼物の歴史を専門的、系統的に調査・研究、あるいは収集・保存し、その成果を展示して、広く教育普及しようというものであります。

さらに壺屋が現在も本県における代表的な焼物のまちであり、そのような地域の特性を生かしたヤチムンの里づくりが、都市計画の中においても位置づけられております。

壺屋焼物博物館は、その中核施設となり、まちと一体となった生涯学習施設として、利用されるものと考えております。

一方、伝統工芸館は、今日の伝統産業を取り巻く、経済環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、伝統産業を強化し、その振興を図るための拠点としての施設であります。したがいまして、壺屋焼物博物館は、社会教育施設であり、伝統工芸館は、伝統工芸品の展示販売を行う施設であることから目的が違うものと考えております。

この答弁は、「壺屋焼物博物館」が、「博物館法」の定義にもとづく生涯学習・社会教育施設と位置づけられていることを、明確に示している。同時にこの館が、焼物のまち「壺屋」の地域づくりの中核となるべき施設であることも宣言している。

他方で、那覇市伝統工芸館は「伝統産業」の「強化」「振興」を図るための拠点であり、「伝統工芸品の展示販売を行う施設」として、両者の違いを明らかにしているのである。

とはいえ、両者の関係について議会でたびたび質問が出たことの背景には、両者が競合する施設ではないか、というマスコミの指摘があった。仮に「壺屋焼物博物館」が「伝統的工芸品」の「展示販売を行う施設」だとすると、明らかに両者は競合する。そればかりか、壺屋の地元商店街にとっても同様の危惧が生じるし、また実際生じていた。

「壺屋焼物博物館」で「伝統的工芸品」を販売することはない、というところから始まる両者の違いを、行政当局・議会・マスコミ・市民に繰り返し説明することもまた、「準備室長」たるわたしの重要な仕事であった。

3.「基本構想」に見る理念と方針

「壺屋焼物博物館」の基本構想は、1988（平成３）年度に策定された。構成は、1. 博物館建設の意義、2. 博物館づくりの理念、3. 博物館の基本的役割、4. 魅力づくり、5. 博物館建設に向けて（検討事項と課題）、の５章に分かれている。

構想全文については、巻末の資料「壺屋焼物博物館構想」を参照していただくことにして、ここでは、各章の要点を紹介しておこう。

まず、第１章「博物館建設の意義」においては、周辺諸国・諸地域との歴史的な交流によって培われた文化、なかでも「焼物をとおして先人の業績

＊1　那覇市議会定例会会議録（那覇市議会）

を評価し、つぎなるライフステージへ発展させる創造の場」とこの博物館を位置づける。そのうえで、那覇市が都市づくりの目標とする「平和都市」「生活都市」「文化都市」づくりの一環として、この博物館づくりを推進することをうたう。

「まちづくりにおける博物館の役割」について。この節では、戦後の那覇市発展の一角をになってきた地域であり、しかも、都心部に昔ながらの窯場の面影を残す壺屋の特性を活かしながら、まちづくりを推進していく拠点としての役割が、この博物館に求められている、とする。そのためには、そして博物館としての機能を十全たる意味において果たすことができるためには、この博物館が沖縄における「陶磁史研究の中核」となるべきことが説かれる。

第２章「博物館づくりの理念」は、三つの内容から成る。まず、「焼物が語る世界の中の沖縄・壺屋」では、中国をはじめとする海外からの陶磁器輸入の時代に始まり、琉球・沖縄における製品・技術の導入・変遷を経て現在に至る、焼物の世界のそれぞれから、時代の価値観を読みとろうとする視点が提起される。

つぎに、「生活を刺激する」の項では、焼物が我々の傍らに常にあり、暮らしの文化を映してきたことに鑑み、博物館は「豊かな生活文化を築く刺激の場でありたい。」とする。そして、「情報発信地」では、この博物館が沖縄における「優れた文化遺産としての陶磁器」を調査・研究、収集・保存し、陶磁史研究と情報発信の中核地としての役割を担うべきことを述べる。

第３章「博物館の基本的役割」は、「資料の収集」（方針と方法）、「展示」（常設展示・企画展示）、「整理保存」、「調査・研究」、「教育・普及」の各分野から、焼物博物館として行われる活動について述べている。

第４章「魅力づくり」。ここでは魅力ある博物館とするために、「体感的な空間の創造」「記憶と再生」「心地よい刺激とやすらぎ」「壺屋のシンボル」、のそれぞれについて述べる。一例として、「体感的な空間の創造」の〈来館者のための環境づくり〉は、つぎのようにそれぞれの空間の役割と付与すべき機能を添える。

（i）小広場・・導入、滞留、案内
- ●ふところ
- ●館への興味を喚起、予感
- ●くつろぐ、やすらぐ、待合い
- ●館への誘導

（ii）ホール・・期待、接客、案内
- ●館の概要、展示への期待
- ●歓待
- ●親しみ、心の準備

（iii）通　路・・展示の導入、期待
- ●歩き易さ、障害者への思いやり
- ●展示の予感・期待感の高揚

（iv）展示室・・モノとの対話
- ●五感にはたらきかける仕掛け
- ●気を静め、思考する
- ●心地よさ

現実の設計では、「小広場」「ホール」「通路」が一体となったが、基本的な考えは、おおむね踏襲されている。

第５章「博物館建設に向けて（検討事項と課題）」は、「施設位置の検討」、「規模の検討」、「整備スケジュール」、「組織」、「設計競技の実施の検討」からなる。そのなかから、「整備スケジュール」と「組織」について、その計画と実際を、次章で述

べることにしたい。

4. スケジュールと組織

「基本構想」のスケジュールによれば、まず1990（平成２）年に「企画・発案」、91年には「資料収集、構想作成、敷地・規模検討」が入る。ここでいう「資料」はいわゆる「博物館資料」（モノ）に限定されず、開館までの各種情報を指すだろうが、モノという意味での「資料」の収集が実質的に始まったのは、すでに述べたように開館の前年度であり、収集期間は正味１年間である。

計画では、92（平成４）年に「資料収集・整理」、「展示計画」、「建築計画」、「建設・発掘協定」、「準備室の準備」が入る。「発掘協定」とあるのは、建設予定敷地から窯跡などの出土が予測されるためであり、その後、発掘調査を実施したところ往時の窯跡がみごとに出土した。これを特殊な技術で掘り出し、館内に展示している。

「準備室の準備」がここで明記され、翌93年度「準備室設置」となっているのも特筆されよう。準備室を設け、室長や学芸員をはじめとする必要な職員を配置することは、新しい博物館づくりにおいて不可欠の作業である。「基本構想」においては、教育委員会文化課のなかに建築を担当する技師とともに準備室を置き、学芸員と事務職を配置する計画になっている。準備室長は係長相当になっている。ところが、準備室の設置もすでに述べたように、実際には開館前年度の４月であった。ただし、室長は課長待遇となっている。

一方、学芸員の配置は「基本構想」では93年度となっているが、すでに述べたように、わたしが「準備室長」に着任した時点、すなわち96年４月の段階でも１人も配置されていない。さっそく常勤学芸員の配置を要求したが受け入れられず、紆余曲折を経て10月から非常勤学芸員が１人配置された。正規の職員として学芸員が配置されたのは翌年度、すなわち開館年度の1997年４月に１人、５月に１人の計２人で、10月に非常勤学芸員２人が加わり、98年２月１日開館に向けてラストスパートがかかることになったのである。

そもそも、学芸員とは何か。学校に教師が必要であり、図書館に司書が配置されるのは、一般に当たり前と考えられているが、博物館の場合は教師や司書に当たる学芸員の存在、もしくは必要性すら一般に知られていないことが多い。実際、学芸員がいない「博物館」や「資料館」は珍しくない。公立の博物館（資料館）ですら、事務職員は正規の職員だが、学芸員は非常勤か、事務職兼務というところが県内でも少なくないのである。

ちなみに、「博物館法」では職員をどう位置づけているか、第４条で見ることにしよう。

第４条　博物館に館長を置く。

２　館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に務める。

３　博物館に専門的職員として学芸員を置く。

４　学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

５　博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。

６　学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

「学芸員」は、教師や司書同様、資格をとるには国の認定が必要とされる。

いうまでもないことだが、博物館資料の収集に

あたっては、資料に関する専門的な知識なしには、どの資料を収集すべきかという見通しを立てることはできない。展示についても同様である。学芸員の業務を成り立たせるのは、博物館資料に関する総合的な調査研究である。したがって、博物館開館の準備段階から学芸員が配置されないかぎり、準備業務がいびつになることは否めないのである。医者を抜きにして病院をつくろうとするのと、変わらない。

5. 常設展示基本計画

常設展示がない博物館はない。開架書庫や閲覧室がない図書館がありえないのと同じように。また、資料をアトランダムに配置すれば「展示」といえるかというと、そうではない。展示は、当該館の設立理念や展示の基本方針、これらにもとづく展示計画（ストーリーあるいはシナリオ）があって初めて、可能となる。その意味で、スケジュールや組織の問題と並んで、どのような展示計画をつくることができるか、それが館の浮沈に大きく関わってくる。

一方、レベルの高い展示計画を立てられるか否か、その計画を実施に移せるか否かは、ひとえに、どれだけハイレベルの資料をそろえているかにかかってくる。だからこそ、博物館（資料館・美術館）づくりにおいては、計画当初から学芸員の配置、展示計画の策定、と平行して資料収集が開始されるのである。特定のコレクションを核に、開館計画が始まらない限りは。ところが、わが博物館の準備は、はじめに述べたように資料の準備がなされないまま、施設づくりが先行した。「基本構想」では早い段階から収集を開始すべきであることが明記されながら、である。

計画実施のための要員は、90年度配置の建築技師1人でスタートした。彼のもとで、「基本構想」がつくられ、学芸員未配置で資料なし、という宙ぶらりんな状態のまま、引き続き展示と建築の基本計画および実施計画が策定された。「基本構想」には、1993（平成5）年度に、「展示基本設計」（翌94年度「実施設計」）、「建築基本設計」（翌94年度「実施設計」）が盛り込まれた。展示と建築の「基本設計」「実施設計」は、いずれも当初計画から1年遅れてできあがり、開館は予定より2年遅れることになる。

常設展示の基本計画づくりと工事は、乃村工藝社が請け負うことになった。ここで、那覇市教育委員会と乃村工藝社が作成した『壺屋焼物博物館展示基本設計』（平成6年度）から、その概要を見ることにする。

内容は、「事業計画」「展示計画／全体概要」「展示計画／ゾーン展開」「展示計画／企画展示室」「コンピュータシステム計画」「館内インフォメーションの考え方」「運営計画」「今後の課題」の8章からなる。

「事業計画」のうち「壺屋焼物博物館の性格」においては、つぎのような基本認識がまず示される。「最近の博物館の動向や、現在の壺屋における現状と課題をふまえた上で、今壺屋ではどのような博物館が求められているのかを、四つの視点から考えます。」

四つの視点とはつぎのとおりである。説明文は省略する。

1. 文化観光の視点
   - 壺屋にふさわしいテーマ博物館
   - 那覇市の新しい観光ポイントとしての博物館
   - 地域振興の拠点としての博物館

・エコミュージアムとしての博物館

2. 地域コミュニティ形成の視点

・生涯学習の機会と場を提供する博物館

・人と人のコミュニケーションの場としての博物館

・文化財保護の拠点としての博物館

3. 国際化の視点

・国際的な文化交流を図る博物館

・中国・台湾・韓国へ国際的に開かれた博物館

4. 陶磁史研究の視点

・焼物の『シンクタンク』としての博物館

・専門家を育成する博物館

・新たな生活文化を創造する博物館

わたしが「準備室長」として着任する前の段階でできあがっていた「基本計画」である。計画のもとに開館に携わったものの責任者として、若干のコメントを加えておきたい。

博物館は「博物館法」で述べるように、「一般公衆」を対象とし、「その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために事業を行う」という意味で、「生涯学習の機会と場を提供する」機関である。同時に歴史的・美術的に価値ある資料を保存・公開するという意味で「文化財保護の拠点」でもある。そして、これも述べてきたところだが、主体的な「陶磁史研究」を抜きには、「シンクタンク」にも「新たな生活文化を創造する」場にもなりえない。

ここで強調しておきたいのは、「地域振興」と「エコミュージアム」の視点である。

この博物館が立地する壺屋が窯場として誕生したのは、文献上1682年のこととされる。琉球王府編纂の『球陽』などによれば、この年王府は、先行する「湧田」「知花」「宝口」の窯場を現在の地に統合、「壺屋」が誕生した。爾来、300年余、窯の火を絶やすことなく現在に至っている。しかし、壺屋には、戦後の急速な市街地への転換、それに伴う公害問題で伝統的な登り窯にこだわる陶工たちの郊外移転、そして近年の中心市街地の空洞化と、めまぐるしい変遷があった。

その変遷を経てこの地は今や、行政と地元がともに再活性化を図らねばならない状況に追い込まれている。そこで両者の思惑が合致して壺屋焼物博物館の設立に至った、という経緯がある。敷地の8割を地元から寄贈されたということも、その現れである。

一方、戦前の壺屋は那覇港を中心に展開してきた旧那覇市から見れば郊外に位置していた。周囲をサトウキビ畑や沼地に囲まれた小高い丘になっていて、傾斜地に登り窯が建ち並ぶ閑静な半農半陶の村里であった。そのため、空襲の被害も少なく、戦前からの瓦葺き民家や登り窯、樹木がかなり残った。戦後の復興の炎は、文字どおり壺屋から始まったのである。

一方、壺屋には、戦後市街地としてスタートを切り、繁華街として栄えた時期に造られた瓦葺き木造建築も随所に見られる。言ってみれば、この一帯は戦前・戦後の陶器の里、那覇市発展の中核としての面影を色濃く残す地帯である。

言い換えれば、壺屋という地域全体が、生きた博物館なのである。わが壺屋焼物博物館はその一角を占めている（に過ぎない）、ということだ。博物館で焼物の歴史を、そして館外に出て、地域の歴史が生きる姿を見よう、学ぼうというスタンスこそ、「エコミュージアム」としての位置づけなのである。

『基本設計』中の「展示計画／全体概要」「展示

計画／ゾーン展開」については、『実施設計』とそれにもとづく施工に引き継がれることになるが、ここではふれない。(以下次号)

※「壺屋焼物博物館展示基本設計」全文は次号で掲載する予定である。